

## 任意共済損害認定準則

平成12年3月31日  
農林水産省告示第468号

改正 平成15年12月9日農林水産省告示第1990号

平成22年3月1日農林水産省告示第386号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第98条の2（同法第132条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、任意共済損害認定準則を次のように定め、平成12年4月1日から施行し、昭和32年12月25日農林省告示第1068号（建物を共済目的とする任意共済により支払うべき共済金又は保険金に係る損害の額の認定に関する準則）は、同日付けで廃止する。

第1 農業共済組合は、農業災害補償法（以下「法」という。）第98条第2項の通知を受けたときは、遅滞なく、損害を受けた建物又は農機具が当該農業共済組合の法第84条第5項に規定する建物を共済目的とする任意共済（法第120条の28第1項の規定に基づき特定組合（法第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。）が行う建物について生じた損害について共済金を交付する事業を含む。以下「建物共済」という。）又は農機具を共済目的とする任意共済（法第120条の28第1項の規定に基づき特定組合が行う農機具について生じた損害について共済金を交付する事業を含む。以下「農機具共済」という。）に付されている建物又は農機具であること及びその損害が当該農業共済組合の共済規程により建物共済又は農機具共済の共済事故として定められた共済事故（以下単に「共済事故」という。）によって生じたものであることを現地において確認しなければならない。

第2 農業共済組合は、第1の確認をした後、当該建物又は当該農機具につき次に掲げる事項を調査し、第1号及び第2号に掲げる価額又は額を認定しなければならない。

- (1) 共済事故の発生する直前の建物の価額（新価特約の付されている建物（以下「新価特約付建物」という。）にあつては、再取得価額。第9において同じ。）又は農機具の新調達価額
- (2) 建物又は農機具の損害の額
- (3) 賠償金等の有無及びその額
- (4) 免責事由の有無

第3 第2第1号の共済事故の発生する直前の建物の価額の認定は、当該建物の再建築に要する費用を基準とし、当該建物の使用年数、損耗の程度等を勘案して行い、同号の新価特約付建物の再取得価額の認定は、当該建物の再建築に要する費用を基準として行わなければならない。また、同号の農機具の新調達価額の認定は、当該農機具と同一の機種で同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する費用を基準として行わなければならない。

第4 第2第2号の建物の損害の価額の認定は、当該建物のうち損害を生じた部分の価額、当該部分につき生じた損害の程度、残存物の価額等（新価特約付建物にあつては、当該建物のうち損害を生じた部分の再建築に要する費用及び残存物の価額等）に、農機具の損害の額の認定は、当該農機具を損害を受ける直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額に基づいて行わなければならない。

第5 建物共済又は農機具共済に係る損害に対して支払われる賠償金等の調査は、当該共済事故による損害を補てんすることを目的として支払われるすべてのものについて行うものとする。

第6 共済事故が、当該共済事故に係る建物又は農機具を建物共済又は農機具共済に付すことにより成

立した共済関係の存する者の悪意又は重大な過失により生じた疑いがある場合には、農業共済組合は、当該農業共済組合の区域の全部又は一部を管轄する警察署、消防署又は消防団の長に対して当該共済事故の原因につき照会しなければならない。

第7 農業共済組合連合会は、法第132条第1項において準用する法第98条第2項の通知を受けたときは、農業共済組合が第1の規定により行う確認に立ち会わなければならない。ただし、通知された共済事故に係る損害が僅少である場合は、この限りでない。

第8 農業共済組合連合会は、第7の通知を受けたときは、第2各号に掲げる事項について調査し、第2第1号及び第2号に掲げる価額又は額を認定しなければならない。

第3から第5までの規定は、農業共済組合連合会が前項の規定により行う調査又は認定について準用する。

第9 農業共済組合連合会は、その組合員である農業共済組合に対し、第2第1号の共済事故の発生する直前の建物の価額又は農機具の新調達価額を適正に認定させるため、その認定の基準を作成し、その他指導を行うものとする。